

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和元年度第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和元年11月7日(木) 午前10時00分から午前11時15分

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員(敬称略 五十音順)

岡崎 優子, 齊藤 政子, 中川 豊隆, 的場 真介

4 事務局

(1)岡山市

仁藤財務部長, 道広契約課長, 剣持工事契約担当課長, 石村契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課物品契約係長, 遠藤契約課管理係長, 堀井契約課指導係長, 山根契約課副主査, 平尾契約課副主査, 植松消防局警防課救助担当課長, 西田消防局警防課課長補佐

(2)水道局

國富管財課長, 矢野管財課課長補佐, 桜井管財課契約係長, 小西管財課副主査, 水嶋管財課副主査

5 会議次第

(1)開会

(2)議題

1 岡山市抽出事案について

(1)物品契約

(2)工事契約

2 岡山市水道局抽出事案について

(1)物品契約・工事契約・役務契約

3 その他

6 会議概要

1 岡山市抽出事案（1）物品契約 について

委員 : 消防関係の機材については落札率が 98%, 99%とかなり高いのですが、どうして落札率がすごく高いのですか。

市当局 : 許容価格については、複数社から参考見積を徴取して積算をしています。消防車両については、消防ポンプ業者3社以上です。救急車両は、現在2社しか造っていませんので、その2社から参考見積を徴取しています。それぞれの装備品・資機材については、メーカー価格と参考見積を比較して許容価格に反映しています。

また、許容価格の積算において、市場価格がどう反映されているかという点について、車両部分については参考見積の徴取とメーカー確認により価格調査を行っています。装備品・資機材については、全て価格調査を行っています。この価格調査ですが、メーカー定価とオープン価格のものについては、必ずメーカーの確認を取っています。

それから、メーカーから新しい商品が出ると、直接消防局に売り込みに来られることもあるので、その際にも価格の調査を行っています。

更に、ぎ装、車体の造りについては、過去の実績と参考見積によって積算をしています。

委員 : 消防車両に関する落札率の高さについては概ね同じような数値と考えてよろしいのですか。

市当局 : 毎回、落札率が高い数値です。

委員 : 消防車の場合は何社ぐらい供給が可能なのですか。

市当局 : まず、ポンプ自動車については4社、救急については2社のみです。また、特殊大型車両、救助工作車、はしご車については3社です。

委員 : 特殊な車両なので、ある程度は供給側に価格を決定する力があるとも思えるのですが、岡山市側として、他の自治体の購入実績などを調査して、業者側の価格設定が妥当なのかという検討はしていますか。

市当局 : 政令市を中心にホームページ等で価格の確認はしています。消防車両は警察車両と違い、決まったものではなく、中の仕様や装備が変わってきますので単純に比較はできません。

また、他の自治体のホームページで落札価格や、仕様書が付いていればその確認を行っています。

委員 : 入札の競争原理がうまく機能していないのかと思える分野であり、今回だけでなく、今まで消防などの関係は、ほぼ100%に近い数字が並ぶような感じがありました。これは本当に仕方がないのか、それとも何か打開策を考えていますか。

市当局 : 消防車両、救急車両の購入は補助事業になっており、国庫補助を受ける事業になっています。国庫補助の場合、公告前に補助申請を行う必要があります。申請の際に総務省消防庁に仕様書や積算資料を全て提出して認めてもらわなければなりません。仕様書や積算の内容に不明な点があれば総務省への申請が通らないようになっています。国庫補助の基準は車両によって異なりますが、救急車両が約 2,900 万円、ポンプ車両が約 1,900 万円、この基準額の 2 分の 1 が補助として入るそうです。

よって、積算金額については国のチェックを受けていますので、あまり差が出ないものと思われる。

委員 : ビニール製品の落札率が低いようですが、主にどういったものですか。

市当局 : こちらは市の有料指定袋です。

委員 : こういった汎用品については競争原理が働いて安く買えているようですが、100%に限りなく近く、保安帽貸与品は100%の落札率となっています。

総務省のチェックを受けているということですが、そういう制約の中にあつたとしても競争原理が少しでも働くような工夫は何かないでしょうか。

市当局 : 許容価格の積算については先ほどご説明しましたとおりですが、特に今回の救助工作車などは人命救助に使う機械ということで100を超える装備品があります。新製品が出たり、型が変わった場合は、そのすべての価格調査を行っています。例えば、メーカーが10万で出しているものなら10万で設計することもあれば、去年にも入れているもので、その内訳が8万であれば8万で設計したりと、すべての物品について、一つ一つ調査して積み上げていきますので、その設計が限りなく正確な積算設計という形になっています。基本的には、だいたい我々が設計した金額で入るだろうと、長年担当していますと予測されるところです。

他都市ではホームページに公表している自治体もあるので、その中でチェックをしたり、担当者の方と電話で話をすることもあります。細かい仕様の内容までの擦り合わせというのは難しいのですが、どこの自治体も同じような価格で推移をしています。

WTOですので、どこの業者さんが入ってくるか分かりませんが、その業者さんがその車を取りたいと思えばそれなりの価格を入れてくると思いますが、基本的にはオーダーメイドで作っていますので、価格が全国ほぼ共通のものと認識しています。

今後の工夫としては、装備品が本当に必要かどうかという絞り込みです。ただ、現状では、すべて市民のため、人命救助のために使う必要なものという認識でいます。今後も、これの代わりはこれでいけるという代替品や、もしくは消防車は耐用年数を決めておりまして、最長20年ぐらい使えますので、20年前に購入して、今後さらに20年間使えるのかという観点での積算になります。やはり40年使うとなると、それは市民の安全を守るに値しない製品になるということで買い替え、更新しているのが現状ですが、その中でも今後精査できる製品があれば精査していきたいと思います。

委員 : 応札者1社の事例があります。この場合、一般競争入札の機能は十分に果たしているのかという点が気になります。如何でしょうか。

市当局 : 応札者1社の部分については、こちらとしては通常どおり公告文を出していますが、中には、柔道畳といった特殊なものもあります。また、インターネット分離システム等についても、今まで構築してきた流れで入札に入ってくることもありますので、実際に競争原理が働いているのかといわれると、難しいところもあるとは思いますが、柔道畳については参考製品を載せるなど、出来るだけ幅広く参加できるように工夫はしています。

市当局 : WTO案件については地域要件を全部外して海外からも入札に参加できるというように幅広く多くの方に入札参加していただける案件となっています。ただ、どうしても事業者さん側で、色々なことから応札の判断をされるとと思いますが、それが結果的に少ない場合もあります。ただ、発注の条件としては幅広く、特にWTO案件であれば海外の企業とかでも参加できることになっています。

(2) 工事契約 について

委員 : 不調になったものも沢山あるようですが、どういう原因が考えられ、今後どういう対策をお考えですか。

市当局 : 不調が多いものの内訳として、建築や管工事など建築設備関係が多くなっています。特に建築工事の不調が目立ちますが、担当課から業者への聞き取りでは、上半期は災害復旧工事や消費税増税前のリフォーム等の駆け込み需要により民間工事の施工が多く、技術者や職人さんの空きがないとの理由で応札がなかったと聞いています。

不調の対策としては、入札参加エリアの拡大を行うことや、今回の小学校の空調設備では、空調の単価を公表して業者側が見積しやすいように条件を提示することで、応札してもらう工夫を行っています。

委員 : ブロック塀の改修はなかなか苦戦されているようですね。

市当局 : ブロック塀の工事は建築工事になるのですが、こういう1千万円前後の工事というのは、北区が施工場所であれば、最初は北区の業者に限定した参加資格を求めています。不調が続くと条件を広げ、例えば北区だけだったものを北区と中区にするとか、それでも駄目であれば最終的には岡山市内全域の業者に応札してもらうというような対策を講じています。

委員 : 落札率の上位5位を見るとほとんどが災害復旧ですが、これはどうしてですか。

市当局 : 災害復旧は、物が壊れた場所ということもあり、通常の土木工事、拡幅工事と比べて工事の難易度が高く、その難易度と金額が合うかどうかによります。基本的に、土木業者さんは積算単価の本を見て積算されますが、災害復旧工事は現場の難しさを加味すると積算はどうしても高くなってしまいます。また、金額的にそれほどエリアを広範囲に広げた案件ではなく、近場の業者さんに応札していただき、尚且つ、その金額に合う方となると、どうしても応札者が少なくなってしまい、その結果、高止まりというか、落札率が高くなっていると考えています。

委員 : これは致し方ない現象ということでしょうか。

市当局 : やはり災害復旧ですので、スピーディーさを重視した対応ということで、致し方ない部分と考えています。

委員 : 失格が多いもの上位5件について、どういった内容なのか教えてください。

市当局 : とくに舗装工事の失格者数が多いのですが、舗装工事の業者さんは市内に本社のある方が70社あり、そのうちAランクが34社あります。その34社のうち中区は2社しかいません。東区は5社しかいません。このように地域によって偏りがある状態です。そのため、本来は応札可能なエリアを区で分けたりするのですが、1千万円以上の金額になると全市のAランクが応札可能としています。そのため他の工事より応札者数が多くなり、その結果、失格者数も多くなる場合があると考えております。

また、最低制限価格の揺れがありますので、それが高い方に揺れた場合は失格者数も多くなってしまいます。

入札者が多いので、ギリギリのところでは皆さん価格を入れてきます。そうすると、少しラインを超えると全て失格になってしまいます。

委員 : 許容価格の設定で沢山の失格者が出るということは、市としてはもう少し安く買えたのではないのでしょうか。許容価格の設定によって高止まりしているのではないかとも思えますが、市としても良いものを出来るだけ安く調達したいわけですから、許容価格の設定方法について何か工夫は考えられているのでしょうか。

市当局 : 許容価格の設定について、土木工事においては、国から示された歩掛りと呼ばれるものを標準に使っています。材料等の単価についても、国、県、岡山市等で調査した単価を採用しています。また、特殊な単価については、それぞれの担当課で、その都度専門のメーカーから見積もりを徴取して、それを反映させているという状況です。その他の建築工事についてもほぼ同じような考え方に基づいて許容価格の積算作業を進めております。

また、許容価格については、国の法律でも定められており、適正な許容価格を積算するように国が示す単価表等を参考に積算しています。舗装など、業種によっては失格が多くなっていますが、舗装については、単価が決まっていて独自に価格を決める要素が少なく、1つの金額に業者が集まってしまいます。

また、品確法(※)などでも品質が安かろう悪かろうでは駄目ですよと、一定水準の金額で品質を確保しなければならないということで最低制限価格を設けています。この最低制限価格は一律ではなく、案件によって係数が若干変わることによる振れ幅を持たせています。そのため、上の方に振れたとき、それぞれの業者さんが積算したものがそれより下だったら全て失格となる、そのような形で現在やっております。

(※公共工事の品質確保の促進に関する法律)

委員 : 不調に終わったものは、最終的には落札されて履行されていると考えてよろしいですか。残るものはないですか。

市当局 : 残るものもあります。小学校の空調工事はまだ残っています。

委員 : その場合はどのように対応するのですか。

市当局 : 一回目の入札で不調だった場合は、エリアを広げて再度公告を行いますが、小学校の空調設備なので来年の夏までには施工しなければならない点を踏まえて、応札業者からの

聞き取りや、近辺の業者と随意契約が可能かどうかを個別に話をし、必ず施工するように考えています。

委員 : では最終的には残らないのですね。

市当局 : とくに今年は空調とブロック塀が目立っています。去年大阪でブロック塀が倒壊したこともありますので、何らかの方策を考えながら、残らず契約に至るよう持っていきたいと考えています。

2 岡山市水道局抽出事案 (1)物品契約・工事契約・役務契約 について

委員 : 水道局の建設工事については、配水管の工事において毎回落札率が 90%以上ですが、この落札率をもう少し下げる工夫はないのでしょうか。これでも競争原理はそれなりに働いているということなのでしょうか。

市当局 : 難しいところではありますが、配水管布設工事の落札率については、平成 30 年度の平均は 178 件で 93.44%、今年 7 月から 9 月までの契約案件は 42 件で 93.54%となっております。許容価格については先ほども話がありましたが、設計図書、仕様書等で定められた通りに工事目的物をつくる標準的な価格として、標準の積算基準や各種の単価によって算出されたものですが、積算基準は公表されていますので、業者側は高い精度で積算が可能になっている状況です。また、配水管布設工事は他の工事と比べて定型的な単純な工事内容になるため、業者による創意工夫の余地が少ないこともあります。積算がだいたい分かっている状況の中で、最低制限価格のぎりぎりの応札だと失格になってしまうので、その金額に利益を乗せて応札するという状況になっているのではないかと思います。その中で、率としては一定に見えますが、案件ごとには、このぐらいの利益であれば落札できるのではという競争が働いているのではと推測しています。

委員 : この工事については、労務を提供してモノをつくる部分と原材料を仕入れる部分の2つがあると思います。岡山市もこれだけ規模が大きくなると定型的な材料として、口径がいくらのパイプをどのぐらいの分量使うかは十分わかっているわけですから、材料を仕入れるところで競争原理を働かせる余地はないのでしょうか。岡山市で計画的に購入して、材料を支給して工事してもらうことは出来ないのでしょうか。おそらく、材料を仕入れる過程でなら競争原理の働く余地があるのではと思えるのですが如何でしょうか。

市当局 : 工事の中には材料の金額も入っており、業者の方で調達してくるということになっています

が、先ほどのとおり、30年度には配水管布設工事は178件あり、その中には口径も何種類もあります。また、管の種類もポリエチレン管であるとか鋳鉄管であるとか、場所や口径によっても変わってきます。年間の発注量については予算の編成の中でだいたい分かりますが、実際に工事を発注する前の調整段階において、場所が変わったり、口径が変わったりということもありますので、事前に全てを水道局で用意して分配するというのは難しいと考えています。それだけの材料をどこかに置いておかなければならないということもありますし、その管理には人も必要となりますので、そういった経過からも材料は請負で出しているのだろうと思っています。

また、積算の中では、この10年ぐらいを見ると材料費はそれ程変動しておらず、許容価格の中では労務費、人件費の部分での上昇が大きく、材料の占める割合はそれ程大きくなっていないということもあります。

委員 : 「東管路整備課管内漏水調査業務委託(その2)」ですが、応札者の数も多く、落札率も低く、競争原理を働かせてという趣旨からは非常に望ましい状況かと思えます。これは検査測定の内容が様々な業者さんで担当可能なものだったからこういう結果になったと考えてよろしいか。

市当局 : 漏水調査については金額の規模によって市外業者も入れる案件があります。そうしたときに岡山市の漏水調査をやりたいという業者が市外にあって、今回は特に低い金額で入れていただけたことからこのような結果になっています。

委員 : これは通常と比べてかなり低いと考えてよろしいか。

市当局 : はい。

委員 : 物品の中で、「不断水プラグ」というのがありますね。金額もそこそ高くて、落札率は9割を少し切っていますが、これはどのような内容のものですか。

市当局 : 「不断水プラグ(鋼管用)鋼板製φ800材工共」というものですが、このように口径の大きい材料になりますと、製作に時間が掛かりますので、工事発注の前に水道局が発注して準備するものになります。この不断水プラグというのは、例えば、今行っている「半田山線ワールド工事」など大きい水道工事で、配管をした後に使われなくなった古い水道管を止める時に、水を止めず、不断水の状態で蓋をする工事に使う材料になります。

委員 : 工事の中には不調が少しあるようですが、これは再度入札してきちんと仕上げていくのでし

ようか。

市当局 : 「大井加圧ポンプ場建築工事」は 7 月 26 日に不調となり、その後再度出し直したのですが、それも許容価格オーバーで不調となりました。これはまだ契約できていない案件で、今後については施工担当課と調整していきたいと考えています。次に「第 2 リサーチ配水池信号ケーブル布設工事」については再度出しまして、これは入札が終わっています。

委員 : 少し離れますが、WTO の案件について、岡山市で入札するときに海外からの応札はあるのですか。

市当局 : ありません。国と国との条約の中で、政府調達に関する協定に基づいて国内で法律が制定され、政令市の場合は、物品であれば 3,000 万円以上、工事であれば 22 億 9,000 万円以上と定められています。

(終了)